

木津川市地域防災計画



平成 26 年 4 月

(平成 27 年 7 月一部修正)

(平成 28 年 7 月一部修正)

(平成 29 年 7 月一部修正)

(平成 30 年 7 月一部修正)

(令和元年 7 月一部修正)

(令和 3 年 3 月一部修正)

(令和 4 年 3 月一部修正)

(令和 5 年 2 月一部修正)

(令和 6 年 2 月一部修正)

(令和 7 年 2 月一部修正)

(令和 8 年 2 月一部修正)

木津川市防災会議

本編目次

第1編 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1

第1章	計画の目的	1-1
第2章	計画の理念	1-1
第3章	計画の修正	1-2
第4章	計画の用語	1-2
第5章	計画の周知徹底	1-2
第6章	計画の運用	1-2
第7章	防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1-3
第1節	木津川市	1-3
第2節	京都府	1-4
第3節	指定地方行政機関	1-4
第4節	自衛隊	1-7
第5節	指定公共機関	1-7
第6節	京都府警察（木津警察署）	1-9
第7節	相楽中部消防組合消防本部	1-9
第8節	指定地方公共機関	1-10
第9節	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	1-11
第8章	木津川市の概況と災害の記録	1-13
第1節	自然的条件	1-13
第2節	社会的条件	1-15
第3節	木津川市における過去の災害状況	1-19
第9章	地震被害の想定	1-21
第1節	既往地震	1-21
第2節	地震被害の履歴と、木津川市周辺の活断層の分布	1-24
第3節	震災による被害想定	1-27

第2編 災害予防計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1

第1章	気象等予報計画	2-1
第1節	計画の方針	2-1
第2節	計画の内容	2-1
第3節	水防活動の利用に適合する注意報及び警報（気象業務法第14条の2）	2-18
第4節	火災気象通報	2-19
第5節	地震に関する情報	2-21

第6節	雨量・水位情報	2-25
第7節	京都府土砂災害警戒情報システムによる監視	2-28
第8節	異常現象発見時における措置	2-30
第9節	予報警報等の伝達及び周知の方法	2-31
第2章	情報連絡通信網の整備計画	2-32
第1節	計画の方針	2-32
第2節	通信施設の現況	2-32
第3節	情報連絡手段の整備・拡充	2-32
第4節	府災害対策本部との連絡	2-33
第5節	防災機関等	2-34
第3章	河川防災計画	2-35
第1節	計画の方針	2-35
第2節	水防の責任	2-35
第3節	河川の防災計画	2-35
第4節	危険区域（箇所）の警戒巡視	2-36
第5節	危険箇所の周知	2-37
第4章	林地保全計画	2-38
第1節	計画の方針	2-38
第2節	治山事業	2-38
第3節	保安林の整備	2-38
第4節	造林事業	2-39
第5節	本市の山地災害危険地区	2-39
第5章	土砂災害予防計画	2-40
第1節	計画の方針	2-40
第2節	地すべり対策計画	2-40
第3節	砂防対策計画	2-40
第4節	土石流対策計画	2-41
第5節	急傾斜地崩壊対策計画	2-41
第6節	警戒避難体制の確立	2-42
第7節	土砂災害警戒情報及び府土砂災害警戒情報システム（土砂災害監視システム）	2-43
第8節	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	2-46
第6章	道路防災計画	2-47
第1節	計画の方針	2-47
第2節	道路及び橋梁改良事業	2-47
第3節	地震対策機能強化	2-48
第7章	農業用施設防災計画	2-49
第1節	計画の方針	2-49
第2節	大雨、洪水対策	2-49
第3節	地震対策	2-50
第4節	人身事故防止対策	2-51

第 8 章	防災営農対策計画	2-52
第 1 節	計画の方針	2-52
第 2 節	風水害予防対策	2-52
第 3 節	晩霜と低温障害予防対策	2-55
第 4 節	干害予防対策計画	2-57
第 9 章	建造物防災計画	2-58
第 1 節	計画の方針	2-58
第 2 節	対象建築物と具体的対策	2-59
第 3 節	宅地造成等防災対策	2-62
第 4 節	市役所本庁周辺の基盤整備	2-63
第 5 節	都市公園施設防災計画	2-63
第 10 章	文化財防災計画	2-64
第 1 節	計画の方針	2-64
第 2 節	文化財の保全・指導内容	2-64
第 3 節	文化財保護対策	2-65
第 4 節	防災思想の普及	2-65
第 5 節	補助金及び融資	2-65
第 6 節	震災対策	2-66
第 11 章	危険物等保安計画	2-67
第 1 節	計画の方針	2-67
第 2 節	危険物の予防対策	2-67
第 3 節	火薬類及び高圧ガス対策	2-68
第 4 節	毒物、劇物予防対策	2-69
第 5 節	原子力以外の放射性物質対策	2-70
第 12 章	消防組織整備計画	2-71
第 1 節	計画の方針	2-71
第 2 節	計画の内容	2-71
第 3 節	消防組織の確立	2-71
第 4 節	消防施設等の整備強化	2-72
第 5 節	消防意識の啓発	2-72
第 6 節	相互応援協定	2-73
第 7 節	消防団員の教養訓練の促進	2-75
第 8 節	防火管理者の育成・指導	2-75
第 9 節	震災時の消防対策	2-75
第 13 章	鉄道施設防災計画	2-77
第 1 節	計画の方針	2-77
第 2 節	計画の内容	2-77
第 14 章	通信放送施設防災計画	2-80
第 1 節	計画の方針	2-80
第 2 節	通信施設の防災計画	2-80

第3節	放送施設の防災計画	2-81
第15章	電気ガス施設防災計画	2-82
第1節	電気施設防災計画	2-82
第2節	ガス施設防災計画	2-84
第16章	資材機材等整備計画	2-86
第1節	計画の方針	2-86
第2節	応急復旧資材機材確保計画	2-86
第3節	食料及び生活必需品の確保計画	2-87
第4節	物資集配地の整備	2-89
第17章	防災知識普及計画	2-90
第1節	計画の方針	2-90
第2節	職員に対する防災研修	2-90
第3節	住民に対する普及内容	2-90
第4節	住民への普及の方法	2-92
第5節	学校等における防災教育	2-92
第6節	防災リーダー等に対する防災教育等	2-93
第18章	防災訓練・調査計画	2-94
第1節	計画の方針	2-94
第2節	防災訓練	2-94
第3節	防災調査	2-95
第4節	大規模地震に対応した訓練	2-96
第19章	自主防災組織整備計画	2-97
第1節	計画の方針	2-97
第2節	地域における自主防災組織整備の計画	2-98
第3節	事業所等の防災計画	2-99
第20章	防災拠点整備計画	2-102
第1節	計画の方針	2-102
第2節	防災拠点の役割と配置	2-102
第21章	社会福祉施設防災計画	2-104
第1節	計画の方針	2-104
第2節	予防対策	2-104
第3節	補助金及び融資	2-105
第22章	交通対策及び輸送計画	2-106
第1節	計画の方針	2-106
第2節	緊急輸送道路の指定	2-106
第3節	緊急輸送道路の整備	2-106
第4節	運転者のとるべき措置の周知	2-106
第5節	緊急通行車両等	2-107
第23章	医療助産計画	2-109
第1節	計画の方針	2-109

第2節	医療救護体制の確立	2-109
第3節	住民等に対する災害時初期対応の普及・啓発	2-109
第4節	基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院	2-109
第5節	災害派遣医療チーム（DMAT）	2-110
第6節	災害時における情報ネットワークの構築	2-110
第7節	災害時搬送システムの確立	2-110
第8節	地域レベルでの災害対策の強化	2-110
第9節	広域的応援体制の整備	2-111
第10節	助産体制の整備	2-111
第24章	災害時要配慮者及び外国人に係る対策計画	2-112
第1節	計画の方針	2-112
第2節	在宅の要配慮者対策の推進	2-112
第3節	外国人の安全確保	2-115
第25章	廃棄物処理等に係る防災体制の整備計画	2-117
第1節	計画の方針	2-117
第2節	廃棄物処理等に係る防災計画	2-117
第26章	行政機能維持対策計画	2-118
第1節	業務継続性の確保	2-118
第2節	防災中枢機能等の確保、充実	2-118
第3節	各種データの整備保全	2-118
第27章	ボランティアの登録・支援等計画	2-119
第1節	計画の方針	2-119
第2節	災害ボランティアセンター	2-119
第3節	ボランティア活動に関するPR・啓発	2-119
第28章	広域応援体制の整備計画	2-120
第1節	計画の方針	2-120
第2節	市町村等との相互協力体制の整備	2-120
第3節	広域的応援受入れのための体制の整備	2-120
第29章	上下水道施設防災計画	2-121
第1節	計画の方針	2-121
第2節	上水道施設等の防災計画	2-121
第3節	下水道施設の防災計画	2-122
第30章	学校等の防災計画	2-123
第1節	計画の方針	2-123
第2節	防災体制の整備	2-123
第3節	施設・設備等の災害予防対策	2-124
第4節	防災訓練等の実施	2-124
第5節	社会教育施設の防災計画	2-125
第31章	避難等に関する計画	2-126
第1節	計画の方針	2-126

第2節	避難の周知徹底	2-12	6
第3節	指定緊急避難場所及び避難路の選定と確保	2-12	8
第4節	指定避難所の選定に関する事項	2-12	9
第5節	指定避難所の運営管理に関する事項	2-12	9
第6節	指定避難所等の整備に関する事項	2-12	9
第7節	避難の心得、知識の普及啓発に関する事項	2-1	30
第8節	防災上重要な施設の計画	2-13	1
第9節	孤立するおそれのある地区の対策	2-13	2
第10節	避難指示等の判断・伝達マニュアル	2-13	2
第11節	車中泊避難計画	2-13	8
第32章	観光客保護・帰宅困難者対策計画	2-13	9
第1節	計画の方針	2-13	9
第2節	計画の内容	2-13	9
第33章	集中豪雨対策計画	2-14	1
第1節	計画の方針	2-14	1
第2節	計画の内容	2-14	1
第34章	突発的大事故に対する予防計画	2-14	3
第1節	計画の方針	2-14	3
第2節	情報収集・連絡体制の整備	2-14	3
第3節	情報通信手段の整備	2-14	4
第4節	情報の分析・整理	2-14	4
第5節	気象情報等の伝達（林野火災の場合）	2-14	4
第6節	防災活動体制の整備	2-14	4
第7節	林野火災の予防に係る巡回監視、入山者、林内作業者に対する措置	2-14	4
第35章	第4次京都府戦略的地震防災対策指針及び推進プラン	2-14	7
第36章	木津川市国土強靱化地域計画との連携	2-14	9
第37章	震災に関する調査研究資料の集積と活用	2-15	1

第3編 災害応急対策計画 3-1

第1章	災害対策本部等運用計画	3-1
第2章	動員計画	3-9
第3章	通信情報計画	3-15
第1節	計画の方針	3-15
第2節	通信施設の現況	3-15
第3節	非常時の通信手段及び系統	3-15
第4節	災害情報及び被害状況の収集・報告	3-16
第5節	被害状況調査及び報告	3-19
第6節	通信手段の確保	3-23

第4章	災害広報広聴計画	3-26
第5章	災害救助法の適用計画	3-28
第6章	消防計画	3-32
第7章	水防計画	3-37
第1節	計画の方針	3-37
第2節	水防の責任	3-37
第3節	水防事情	3-37
第4節	水防組織	3-37
第5節	水防体制	3-38
第6節	警戒体制	3-39
第7節	水防出動及び作業	3-41
第8節	出動、水防開始等の報告	3-43
第9節	避難のための立ち退き	3-44
第10節	水防資材・器材の整備	3-44
第11節	公用負担命令書	3-44
第12節	輸送	3-45
第13節	水防解除	3-45
第14節	水防てん末報告	3-45
第15節	大地震発生時の水防活動	3-45
第8章	避難対策計画	3-47
第1節	計画の方針	3-47
第2節	避難の指示等の実施責任者	3-47
第3節	避難の指示等の実施	3-47
第4節	警戒区域の設定	3-50
第5節	避難の指示区分等の基準	3-50
第6節	避難の指示等の伝達方法	3-50
第7節	避難の指示等の事項	3-51
第8節	指定緊急避難場所、指定避難所等及び避難方法	3-51
第9節	避難所の開設及び管理等	3-53
第10節	広域避難	3-56
第11節	被災者への情報伝達活動	3-57
第12節	避難者健康対策	3-58
第13節	避難所の閉鎖	3-60
第14節	災害救助法による避難所開設基準等	3-60
第15節	災害救助法による福祉避難所開設基準等	3-60
第16節	学校等における避難計画	3-61
第17節	二次災害の防止	3-62
第18節	孤立するおそれのある地区の対策	3-62
第9章	観光客保護・帰宅困難者対策計画	3-63
第1節	計画の方針	3-63

第2節	計画の内容	3-63
第10章	食料及び生活必需品等供給計画	3-66
第1節	食料供給計画	3-66
第2節	生活必需品等供給計画	3-69
第3節	大規模地震時の供給計画	3-71
第11章	給水計画	3-73
第1節	計画の方針	3-73
第2節	実施責任者	3-73
第3節	平常時の事前措置	3-73
第4節	災害発生時の措置	3-73
第5節	給水の水源	3-74
第6節	応急給水用資機材の確保	3-74
第7節	応急給水方法	3-75
第8節	災害救助法による飲料水の供給	3-75
第9節	広域的支援の要請	3-76
第12章	住宅対策計画	3-77
第13章	医療助産計画	3-80
第14章	保健衛生、防疫計画	3-83
第15章	被災者救出計画	3-86
第16章	遺体の搜索、取扱い及び埋火葬計画	3-88
第17章	障害物除去計画	3-92
第18章	廃棄物処理計画	3-94
第1節	計画の方針	3-94
第2節	実施責任者	3-94
第3節	平常時における清掃能力	3-94
第4節	災害時の措置	3-94
第19章	文教対策計画	3-97
第1節	計画の方針	3-97
第2節	事前措置	3-97
第3節	発災時の応急対策	3-97
第4節	教育に関する応急措置	3-98
第5節	教科書及び学用品の調達並びに支給	3-99
第6節	発災後の対策計画	3-101
第7節	社会教育施設の応急対策	3-102
第8節	大規模地震対策として事前計画の策定が必要な事項	3-102
第20章	輸送計画	3-103
第21章	道路交通対策計画	3-108
第22章	危険物等応急対策計画	3-111
第23章	鉄道施設応急対策計画	3-114
第24章	通信・放送施設応急対策計画	3-118

第 25 章	電気・ガス・上下水道施設応急対策計画	3-120
第 26 章	建造物応急対策計画	3-125
第 1 節	公共土木施設	3-125
第 2 節	地震被災建築物及び被災宅地の危険度判定等計画	3-126
第 27 章	農林関係応急対策計画	3-128
第 28 章	労務供給計画	3-130
第 29 章	自衛隊災害派遣要請計画	3-132
第 30 章	職員派遣要請計画	3-135
第 31 章	義援金品受付配分計画	3-137
第 32 章	社会福祉施設応急対策計画	3-138
第 33 章	災害支援対策本部運用計画	3-140
第 34 章	災害時要配慮者及び外国人に係る対策計画	3-141
第 35 章	環境保全に関する計画	3-143
第 36 章	ボランティア受入れ計画	3-145
第 37 章	応援・受援計画	3-146
第 1 節	応援計画	3-146
第 2 節	受援計画	3-147
第 38 章	文化財等の応急対策計画	3-148
第 39 章	突発的大事故に対する災害応急対策計画	3-149
第 40 章	原子力災害発生時における対応	3-152
第 1 節	原子力防災に関する基本方針	3-152
第 2 節	市における原子力災害応急対策	3-152
第 3 節	広域避難（一時避難）者の受け入れ	3-153
第 41 章	社会秩序の維持に関する計画	3-155
第 42 章	り災証明の発行計画	3-156

第 4 編 災害復旧計画 4-1

第 1 章	生活確保対策計画	4-1
第 1 節	計画の方針	4-1
第 2 節	租税の徴収猶予及び減免等	4-1
第 3 節	融資対策	4-1
第 4 節	災害弔慰金・災害障害見舞金支給計画	4-3
第 5 節	被災者生活再建支援金支給計画	4-4
第 6 節	災害見舞金支給計画	4-8
第 7 節	職業の斡旋	4-8
第 8 節	郵便関係補助	4-8
第 9 節	大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援計画	4-9
第 2 章	公共施設復旧計画	4-11

第1節	計画の方針	4-11
第2節	公共土木施設災害復旧計画	4-11
第3節	農林水産業施設災害復旧計画	4-12
第4節	災害復旧事業の種類	4-12
第3章	文教・文化財等の復旧計画	4-15
第4章	災害復旧上必要な金融その他資金調達計画	4-17
第5章	住宅復興計画	4-19
第6章	農林水産業、中小企業の復興計画	4-21
第7章	激甚災害の指定に関する計画	4-22

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画 5-1

第1章	総則	5-1
第1節	計画の方針	5-1
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	5-2
第2章	災害予防計画	5-3
第1節	地域における防災力の向上	5-3
第2節	広報及び教育	5-4
第3節	防災訓練	5-5
第4節	災害に強い安全なまちづくりの推進	5-5
第5節	帰宅困難者対策の推進	5-6
第3章	災害応急対策計画	5-7
第1節	広域防災体制の確立	5-7
第2節	防災体制に関する事項	5-7